

岡山理科大が52年ぶりの 「獣医学部」新設目指す！

国家戦略特区事業として、新たな獣医学教育の
拠点を愛媛県今治市に30年度開学予定！

旺文社 教育情報センター 29年2月

内閣府の国家戦略特別区域諮問会議(議長=安倍晋三首相)は28年11月、規制改革分野のひとつとして、学部新設や定員増の抑制措置が講じられている獣医学部について、特区地域に限定して獣医学部の新設を可能とする制度改正の取組を決定した。

これを受けて学校法人加計学園は29年1月、国家戦略特区指定を受けた愛媛県今治市に52年ぶりとなる30年度開学予定の獣医学部新設の特定事業に応募し、認定された。

ここでは、特定事業として認定された加計学園が運営する岡山理科大-獣医学部新設の概要、獣医学教育・大学等に関するこれまでの経緯や獣医師養成も含めた現状等をまとめた。



<国家戦略特区における獣医学部の新設>

○ 特区諮問会議の決定

国家戦略特別区域諮問会議(特区諮問会議)は28年11月、先端ライフサイエンス研究や地域の感染症対策など、獣医師養成に対する新たなニーズに対応するため、現在、広域的に獣医師養成大学等が設置されていない地域に限り、獣医学部新設を可能とする関係制度の改正を決めた。

○ 獣医学部新設の特例と設置者の公募

特区諮問会議の決定を受け、内閣府と文科省は29年1月初め、獣医学部設置の規定を一部改正し、特区内で1校に限り獣医学部の設置申請を可能とした(内閣府・文科省告示)。

また、内閣府は29年1月初め、獣医学部新設に向け、① 上記の特区諮問会議の規制改革事項(28年11月決定)に適合していること/② 30年度開設に向けた事業の確実な実施が見込まれることを要件として、「広島県・今治市国家戦略特区」(28年1月指定)において獣医学部を新設する運営事業者を公募した。

<獣医学部新設に係る特定事業の応募、認定の内容>

上記の公募に対し、岡山理科大などを運営する学校法人加計学園が29年1月上旬応募し、1月下旬、総理大臣の認定を受けた。

獣医学部新設に係る特定事業の応募、認定内容等の概要は、次のとおりである。

○ 獣医学部新設の事業主体等

- 事業主体：学校法人加計学園(岡山県岡山市)
- 設置大学、設置場所：岡山理科大(岡山市)が、「広島県・今治市国家戦略特区」内の愛媛県今治市(いこいの丘)に獣医学部として新キャンパスを設置。

「広島県・今治市国家戦略特区」は広島県と今治市との一体で特区指定を受けているが、獣医学部等(附属家畜病院含む)の設置場所は今治市としている。

- 事業規模(計画)：獣医学科入学定員=160人(収容定員=960人)
 - * 地域入学卒(四国出身者)=約30人 / * 専任教員数=70人
- 開学予定：30年4月

○ 獣医学部新設の目的

前述した特区諮問会議の規制改革事項(28年11月)の趣旨を踏まえ、人獣共通感染症などの発生が国際的に拡大する中、創薬プロセスにおける多様な実験動物を用いた先端ライフサイエンス研究の推進や、地域での感染症に係る水際対策など、獣医師が新たに取り組むべき分野の具体的な需要に対応できる獣医師を養成する。

○ 新設獣医学部の特徴

◆ 動物からヒトへ：ライフサイエンス

基礎研究から臨床への橋渡しを行う「トランスレーショナル研究」分野における獣医学の役割が大きくなっている。

従来のプロセスは、「基礎研究」→「臨床研究」→「社会」とされていたが、基礎研究と臨床研究との間に「実験動物等を用いる研究」を取り入れ、「医学」と「獣医学」が融合し、臨床応用できる創薬等の効率的な開発が期待されている。

動物を用いた基礎研究の成果をヒトの治療につなげる新しい動きに対応できる「トランスレーショナル研究」分野の教育研究を推進する。

◆ グローバル対応：国際的な獣医学教育拠点の整備

海外で発生した家畜感染症が日本でも甚大な被害をもたらしたことから、国際的な越境感染症は容易に侵入してくることは明らかである。食品の国際貿易拡大やヒト、動物、物流の動きの活発化は、このリスクを増加させている。他方、海外への市場拡大等に伴う攻めの農業では畜水産物・食品の安全、品質保証が国際信用力の要となる。このため、家畜感染症の防疫対策と食品のリスク評価、管理を担う公務員獣医師の役割が重要である。

今後、畜水産物を国際輸出産業に転換していくことを考え、地域の特性を理解し、国際対応のできる獣医師の養成を推進する。

◆ ローカル対応：危機管理学術支援拠点・ゾーニング

22年に宮崎県で家畜伝染病・口蹄疫(こうていえき：豚・牛等の偶蹄類に感染)が発生し、24時間体制での蔓延防止対策等を実施するに当たり、家畜防疫員の不足や民間獣医師登用体制の未整備などの問題点が明らかになった。

また、獣医大学を核とした感染症統御のための学術支援拠点の必要性が指摘された。家畜の越境感染症の蔓延防止には、初動対応が重要で、物理的・地形的隔離を利用する地域封じ込め対策(ゾーニング)が有効であるとされ、国際獣疫事務局(OIE)からも提案されている。

我が国は島嶼国であるため、北海道、本州、四国、九州が第1次封じ込め地域となる。

新たな獣医学部は、感染症の防御など危機管理のできる獣医師を育成するとともに、地域の拠点として、四国の特性に応じた迅速な危機管理対応のための学術支援を行う。

◆ ライフサイエンスと公共獣医事：第三極の獣医学教育拠点

これまで、比較的小規模な教育体制で獣医師を育成してきた国公立の獣医系大学は、主として研究者や教員などの養成に重点を置いてきた。また、多数の学生を有して獣医師を育成する私立大学は、主に小動物臨床医などの養成を重点的に行っているといえる。

新設獣医学部は独自の充実したアドバンスト教育カリキュラムを組み、国際的視野で公共獣医事などに取り組むことのできる公務員獣医師と創薬などライフサイエンス分野の研究者、また高度臨床獣医師を育成するという、これまでの大学と異なる新しい(第三極の)獣医学教育拠点を目指す。

○ 30年4月開学に向けた今後の流れ

まず、愛媛県今治市に特区事業として獣医学部新設の認定を受けた加計学園は、岡山理科大学-獣医学部の設置認可申請を29年3月末までに行うとみられる。

申請を受けた文科省は大学設置・学校法人審議会に諮問し、29年8月末までに設置審の答申を受けて設置の可否を決定。設置認可されれば、30年4月開学となる予定である。

なお、設置申請する獣医学部には特区事業としての獣医学科(6年制)新設のほか、規制対象外の獣医保健看護学科(4年制。現在、私立獣医学系大学1校に設置)を含めることもあり得る。

<獣医学部新設への意見公募>

○ 教育水準の確保、獣医師の質の低下を懸念／女性獣医師、公務員獣医師の支援を要望

内閣府は獣医学部設置の規定を一部改正するにあたり、28年11月～12月にかけて「意見公募」(パブリックコメント)を行い、29年1月初めに結果を公表した。

寄せられた976件の意見をみると、懸念や要望を示すものが多い。主な意見(要旨)は、次のとおり。

◎ 教員数の確保の面などで十分な教育水準を確保できず、獣医師の質の低下につながる。(同旨の意見：328件)

【意見回答】 今回の獣医学部新設は、「国家戦略特区における追加の規制改革事項」(以下、「特区諮問会議決定」：28年11月)の趣旨を踏まえ、新たに取り組むべき分野の具体的な需要に対応することのできる獣医師の養成が実現されるよう取り組む。

◎ 産業動物に係る獣医師等を確保するためには、女性獣医師の就業支援や公務員獣医師の処遇改善に取り組むことが重要。(同：236件)

【意見回答】 女性獣医師の職場復帰や再就職など、能力を十分に発揮できる環境作りを引き続き支援する。

◎ 既存の大学への助成等(獣医学部の定員増を含む)による教育基盤等の充実の方が、効率的である。(同：161件)

【意見回答】 今回の獣医学部新設は、特区諮問会議決定(28年11月)の趣旨を踏まえ、新たに取り組むべき分野の具体的な需要に対応することのできる獣医師の養成が実現されるよう取り組む。

◎ 獣医師の需給については、獣医師の職域・地域偏在が課題であり、獣医学部新設では対応できない。(同：123件)

【意見回答】 今回の獣医学部新設は、特区諮問会議決定(28年11月)の趣旨を踏まえ、新たに取り組むべき分野の具体的な需要に対応することのできる獣医師の養成が実現されるよう取り組む。

◎ 新たに取り組むべき分野として挙げられているものは、既存の獣医師・獣医学部で対応可能である。(同：115件)

【意見回答】 今回の獣医学部新設は、特区諮問会議決定(28年11月)の趣旨を踏まえ、新たに取り組むべき分野の具体的な需要に対応することのできる獣医師の養成が実現されるよう取り組む。

◎ 特区で新設する趣旨に適合した獣医学部となるようにすべき。(同：75件)

【意見回答】 意見を踏まえ、引き続き対応していく。

◎ 獣医師の定住促進が見込まれ、地域・職域の偏在解消が期待できる。(同：60件)

【意見回答】 意見を踏まえ、引き続き対応していく。

◎ 現場での実習等、地域との繋がりを密にし、感染症、食品安全、研究開発等の幅広い分野で活躍できる獣医師養成の獣医学部となることに期待。(同：55件)

【意見回答】 意見を踏まえ、引き続き対応していく。

◎ 広域的に獣医師系養成大学の存在しない地域に限定する要件や30年度開設に限定する要件は不要ではないか。(同：47件)

【意見回答】 特区諮問会議決定(28年11月)の趣旨を踏まえ、新たに取り組むべき分野に対応する獣医師育成は重要かつ喫緊の課題であり、実際の獣医学部の立ち上げを急ぐ必要があるとされていることから、30年度開学とした。

◎ 現在、獣医学部がない地域の学生は、獣医師を志望しやすくなる。(同：30件)

【意見回答】 意見を踏まえ、引き続き対応していく。

<10年前から要望されていた四国地域の獣医師養成大学(学部)の設置>

○ 構造改革特区による規制緩和の提案

獣医学部(学科等)の新設や収容定員増については、文科省告示に基づき抑制されている(後述)。そのため、愛媛県と今治市は、獣医師養成機関の空白地域であり、獣医師不足が指摘されている四国地域に獣医学部の設置が認められるよう「構造改革特区」(14年度創設)による規制緩和の提案(獣医師の定員増の規制の地域解除)を19年度から何度も行ってきた。

しかし、例えば25年の特区提案に対し、文科省は次のように回答し、特区制度を利用した獣医学部新設は困難であるとした。

獣医関係学部・学科の入学定員については、獣医師養成が6年間を必要とする高度専門職業人養成であるとともに、卒後取得する獣医師資格は全国どこでも活動可能な国家資格であるため、他の高度専門職と同様に、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として、全国的見地から対応することが適切。

このため、これまで重ねて回答してきたとおり、特区制度を活用して実現することは困難と考える。

文科省は、24年3月に「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」(後述)を立ち上げ、獣医学教育改革の進捗状況の検証及び今後の推進方策の検討を進めるとともに、産業動物獣医師・公務員獣医師の育成に向けた今後の獣医師養成の在り方について、入学定員の在り方を含め、検討を行っている。提案内容については、今後も引き続き、全国的な見地から議論を進めていく。

また、政府(内閣府)は22年の特区提案に対し、次のような対応方針を示した。

現在(当時)、政府においては、22年6月を目途に取りまとめられる「新成長戦略」のなかで、ライフイノベーションによる健康大国戦略等を検討するとしている。獣医師は、感染症の予防・診断、医薬品の開発、食の安全性の確保等において重要な役割を担っており、検討の中で獣医師養成の在り方についても新たな視点から対応を検討していく予定。

上掲のような関係府省の対応などから、“構造改革特区”による獣医学部の新設は実現に至らなかった。



<獣医学教育、獣医学系大学の変遷>

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病が発生すると、食の安全・安心を巡る家畜防疫に関して、獣医師の養成や獣医学教育の実態と課題がしばしば指摘されてきた。

その背景には、獣医学教育の成り立ちや獣医学系大学の設立経緯があるとみられる。

○ “軍馬”に視点を置いた戦前の獣医学教育

我が国の西洋獣医学の発展の歴史をたどると、“軍馬”に行き着く。我が国で近代的な獣

医学教育が始まったのは明治初期といわれ、その主な目的は、当時の陸軍の軍馬の診療や生産といった「軍馬の維持・確保」にあったようだ。

明治 26(1893)年に陸軍獣医学校が設立され、日清戦争(明治 27 年～明治 28 年)、日露戦争(明治 37<1904>年～明治 38 年)を通じて軍馬の改良、生産が課題とされ、大正 10(1921)年頃にかけて多くの獣医学校や獣医講習所が各地に設置され、獣医師養成が盛んであった。

昭和期に入ると、官立の高等農林学校や私立の獣医学校などに獣医学科(一部畜産学科)が設置され、軍馬に関する獣医学教育が一層活発になった。

○ 戦前の獣医畜産専門学校等を引き継いだ戦後の獣医学系大学

終戦後の昭和 24(1949)年には学校教育制度が大きく変わり、戦前の旧制大学や旧制高等学校、専門学校、師範学校などが単独あるいは統合し、多くの「新制大学」が発足したり、旧制から新制へ切り替わったりした。獣医学系大学も、こうした中で生まれた。

現在ある国立 10 大学の獣医学系のうち、北海道大と東京大以外の新制 8 大学では、岩手(岩手大)・東京(東京農工大)・岐阜(岐阜大)・鳥取(鳥取大)・宮崎(宮崎大)・鹿児島(鹿児島大)の各農林専門学校、及び帯広農業専門学校(帯広畜産大)、山口獣医畜産専門学校(山口大)がそれぞれ大学に移行し、獣医学科(課程等)となった。なお、宇都宮農林専門学校から移行した宇都宮大の獣医学科は、昭和 27(1952)年に廃止されている。

公立では大阪獣医畜産専門学校(大阪府立大：現名称。以下、同)、私立では東京獣医畜産専門学校(日本大)、日本高等獣医学校(日本獣医生命科学大)、麻布獣医畜産専門学校(麻布大)の各校が大学に移行。さらに私立では昭和 39 (1964)年に酪農学園大、昭和 41(1966)年(平成 29 年時点では最後の設置年)に北里大でそれぞれ獣医学科が設置された。

以上のような経緯をたどって、現在、国立 10 大学(北海道大・帯広畜産大・岩手大・東京大・東京農工大・岐阜大・鳥取大・山口大・宮崎大・鹿児島大)／公立 1 大学(大阪府立大)／私立 5 大学(酪農学園大・北里大・日本獣医生命科学大・日本大・麻布大) の計 16 大学に獣医学科(共同獣医学科、共同獣医学課程等)が設置されている。(表 1・図 2 参照)

● 獣医学系大学の学部・学科等、入学定員、学部等所在地 (29年度) (表 1)

区分	大 学	学部等名	学科等名	入学定員	学部等所在地
国 立	北海道大	獣 医	共同獣医学課程	40(人)	北海道札幌市
	帯広畜産大	畜 産	共同獣医学課程	40	北海道帯広市
	岩手大	農	共同獣医学科	30	岩手県盛岡市
	東京大	農	獣医学課程	30	東京都文京区
	東京農工大	農	共同獣医学科	35	東京都府中市
	岐阜大	応用生物科学	共同獣医学科	30	岐阜県岐阜市
	鳥取大	農	共同獣医学科	35	鳥取県鳥取市
	山口大	共同獣医	獣医学科	30	山口県山口市
	宮崎大	農	獣医学科	30	宮崎県宮崎市
	鹿児島大	共同獣医	獣医学科	30	鹿児島県鹿児島市
公 立	大阪府立大	生命環境科学域	獣医学類	40	大阪府泉佐野市
私 立	酪農学園大	獣医学群	獣医学類	120	北海道江別市
	北里大	獣 医	獣医学科	120	青森県十和田市
	日本獣医生命科学大	獣 医	獣医学科	80	東京都武蔵野市
	日本大	生物資源科学	獣医学科	120	神奈川県藤沢市
	麻布大	獣 医	獣医学科	120	神奈川県相模原市
全 体	16大学 (国立10校、公立1校、私立5校)			930	

注：① 北海道大-獣医の入学定員40人は、「学部別入試」35人及び「総合入試」15人の合計。
 ② 東京大-農(獣医学課程)の定員30人は、3年次からの後期課程(専門学部)進学時(進学振り分け)の定員。
 (注：各大学の29年度『学生募集要項』等を基に作成。)

○ 獣医学の教育体制の転換：30年ほど続いた4年制から、学部一貫6年制に

戦後の獣医学教育は、前述した戦前の専門学校時代の教育内容、教育施設をほとんどそのまま移行した形でスタートした。つまり基礎獣医学主体で、臨床実習や獣医公衆衛生等の応用獣医学の教育は十分でなかったという。

また、当初は医学・歯学と同様、獣医学も「専門4年教育」（一般教養教育2年＋専門教育4年の6年制）が適当であるとされたが、結局、4年制（教養教育2年＋専門教育2年）課程が30年近く続くことになった。

他方、戦後の食生活の多様化、畜産振興、畜産物の自由化、獣医公衆衛生、防疫等に加え、動物愛護などで獣医師には広範で高度な専門職の能力・技能が求められるようになった。

このため、獣医学の修業年限を延長して社会的要請や診療・検査対象の拡大等に応えられる獣医学教育の動きが起こり、昭和52(1977)年には獣医師国家試験の受験資格が学部卒業(4年制)から大学院修士課程修了(4年+2年)といった、所謂「積み上げ方式」に引き上げられた(昭和53年度入学者から適用)。

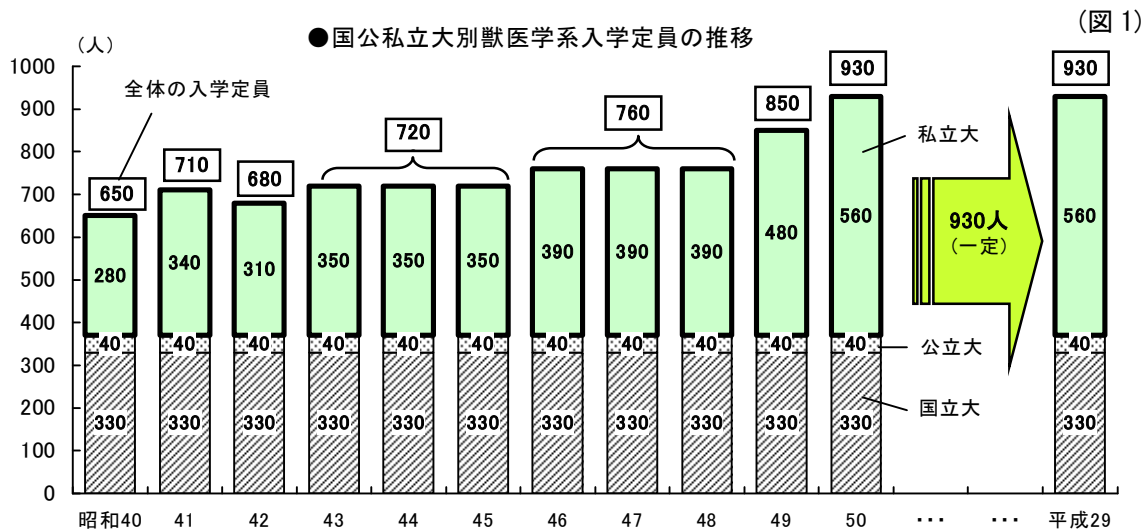
その後、学部段階の修業年限を6年制にすることが望ましいとされ、昭和58(1983)年に学校教育法が一部改正され、獣医学修業年限は「学部一貫6年制」（昭和59年度入学者から適用）になった。このように、教育課程が延長されたため、基礎獣医学の教育・研究はある程度充実したものの、教員数や臨床実習の施設・設備等の条件整備が十分でないなどの課題が指摘されてきた。

<規模的・地域的にみた獣医師養成>

○ 40年以上変わらない入学定員

平成29年度の獣医学系16大学(国立10大学、公立1大学、私立5大学)の入学定員(北海道大の「総合入試」枠、東京大の「後期専門課程」進学枠を含む)は930人で、昭和50(1975)年以降、40年余りにわたって“一定”である。

特に国立10大学の入学定員330人(1大学当たり30人～40人)、公立大の40人は昭和40(1965)年以降、変わらない。(図1参照)



注. 29年度の大学数・入学定員：国立10大学・330人／公立1大学・40人／私立5大学・560人。
 (文科省「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」資料<20年12月>、各大学の29年度『学生募集要項』等を基に作成)

○ 獣医学系大学の設置地域：北海道・東北・関東 10 校／中部・近畿・中国・九州 6 校

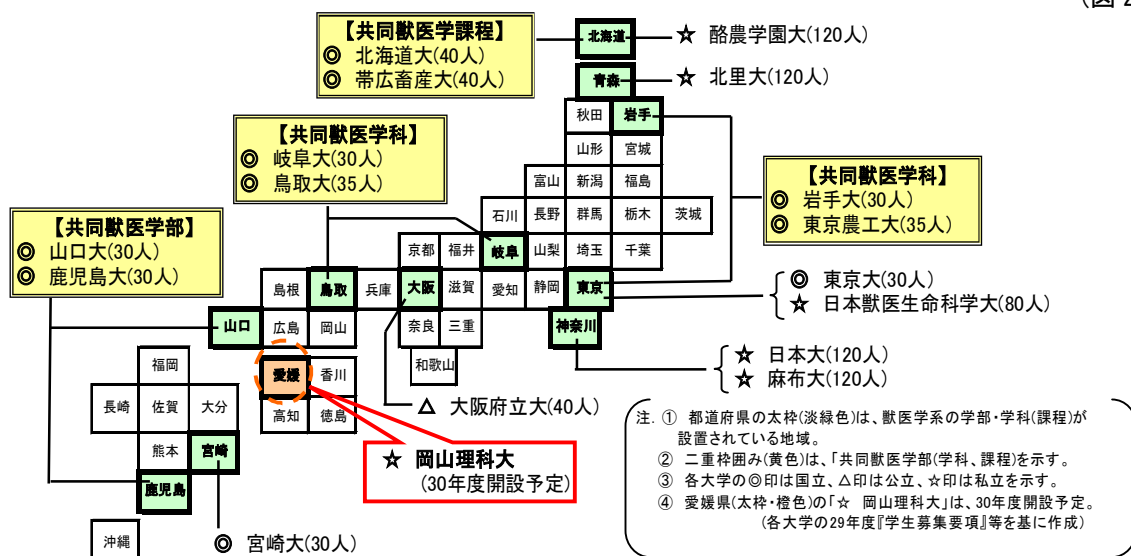
29年度時点における獣医学系大学の設置地域は、北海道3校(国立2校、私立1校)／東北2校(国立1校、私立1校)／関東5校(国立2校、私立3校)／中部1校(国立1校)／近畿1校(公立1校)／中国2校(国立2校)／九州2校(国立2校)である。

国公立大に比べ入学定員の多い私立大の獣医学系学部等はすべて関東以北の地域である。また、国立大は私立大に比べて設置地域は広いが、定員規模は小さい。

こうした獣医学部の所謂、偏在解消、教育研究の充実などの観点から、獣医学部等の改善・充実に向けた試みが行われてきた。(表1・図2参照)

● 獣医学系大学の設置状況 (29年度：模式図)

(図 2)



○ 立ち消えになった国立大獣医学系の「再編・統合」構想

国立獣医学系 1 大学当たりの入学定員 30 人～40 人という規模は、獣医学の十分な教育組織を構築するうえで少な過ぎるとされ、国立大の獣医学系を「再編・統合」してスケール・メリットを活かし、国際的基準も充たせるような獣医学教育を再構築すべきとの構想が平成 10(1998)年代初めにみられた。

獣医学教育の国際的な基準や地域的配置などを考慮し、既存の国立 10 大学の獣医学系学部等を北日本／東日本／西日本に 3 分割し、それぞれの基幹大学(3 大学)は入学定員約 110 人、教員定員約 100 人とする構想など、いくつかの「再編・統合」案が検討された。

しかし、各大学間での合意が得られず、「再編・統合」構想は実現に至っていない。

○ 「共同教育課程」の編成・実施：共同獣医学部等

複数の大学(学部・大学院)がそれぞれ優位な教育研究のリソースを結集し、スケール・メリットを活かして教育研究体制の充実を図る「共同教育課程」(大学設置基準等改正：21 年 3 月施行)の編成・実施が行われている。

国立大では上述のような「再編・統合」構想が立ち消えになった一方で、国立獣医学系の 2 大学間で「共同教育課程」の編成が実施されている。学段落階では、29 年度現在、「北海道大－帯広畜産大：共同獣医学課程」／「岩手大－東京農工大：共同獣医学科」／「岐

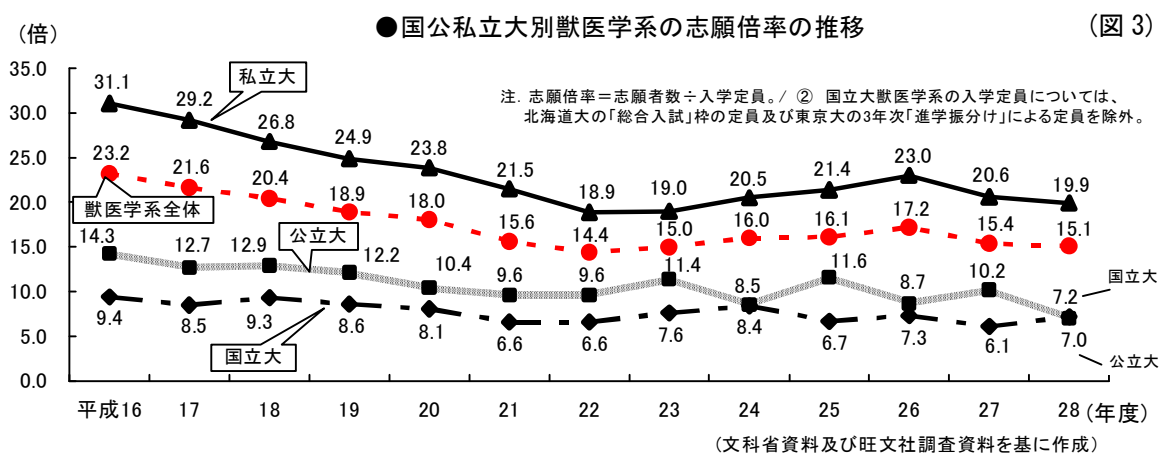
卓大―鳥取大：共同獣医学科」／「山口大―鹿児島大：共同獣医学部」の国立 8 大学、4 共同教育課程で実施されている。各構成大学では共通の教育カリキュラムを編成・実施し、卒業生には両大学の連名で学位が授与される。(表 1・図 2 参照)

<獣医学系の入試状況>

○ 私立大では志願倍率 20 倍前後

獣医学系入試における過去 12 年間(平成 16 年度～28 年度)の志願倍率をみると、国立大が 9 倍台～6 倍台、公立大が 14 倍台～7 倍台で推移。私立大は 16 年度の約 31 倍から 22 年度の約 19 倍まで毎年下降。23 年度の 19 倍から 26 年度の 23 倍まで上昇したが、27 年度から再び下降して 28 年度は約 20 倍である。

国公立大ともそれぞれの全学部平均の志願倍率より高く、難易度も高い。特に獣医学系入学者の 6 割以上を占める私立大では、初年度学生納付金総額(26 年度農・獣医学平均：授業料・入学料・施設設備費・実験実習料等含む)が約 156 万円(国立大の授業料・入学料は約 82 万円)であるにもかかわらず、高倍率である。(図 3 参照)



○ 都市部と地方の相違

獣医学系大学の設置地域と入学者の出身地域をみると、大学の設置地域(地元)から自大学への「入学率」は都市部の大学(私立に多い)で高く、それ以外の地域(地方)に設置している大学(国立に多い)での割合を上回っている。

また、獣医学系大学の設置地域における「就職率」も同様に、都市部に設置している大学のほうが都市部以外に設置している大学よりも高い。

つまり、都市部の獣医学系大学は設置地域(地元)から多くの入学者を受け入れ、地元地域へ多くの獣医師を輩出し、地方の獣医学系大学は地元以外からも多くの学生を受け入れ、地元以外に多くの獣医師を供給している傾向がみられる。

獣医学系大学の“入り口と出口”におけるこうした都市部と地方との相違は、小動物診療の需要度が高い都市部に多い私立獣医学系大学と、大型動物・産業動物診療の比較的多い地方の国立獣医学系大学との特色、機能などの違いによるものであろう。

そして、こうした違いが、私立獣医学系入試の高倍率につながっているといえる。

<獣医学系の定員抑制策>

○ 獣医学系の抑制方針

文科省は、獣医学部(学科等)の新設や既設学部(学科等)の収容定員増について、現在、原則として認めていない(所謂「抑制方針」)。

獣医学部(学科等)の定員の在り方については、これまで“獣医学教育の水準の向上”を前提に、超少子高齢化、人口減少、18歳人口減少/地域、職域における獣医師の偏在/高度獣医療の拠点機能、感染症発生時の危機管理拠点機能/診療獣医師の需給、獣医学研究職(獣医師免許が必須でない大学教員等)の需給/国際基準における獣医学教育の在り方、獣医学のライフサイエンス分野への対応などについて検討、議論されてきた。

獣医学部(学科等)の定員抑制などに関するこれまでの経緯をたどってみる。

◆ 定員規模の拡大必要なし：「獣医学教育の改善会議」(昭和54年6月)

旧文部省の獣医学教育の改善に関する報告『獣医学教育の改善について』(昭和54<1979>年6月)では、獣医学教育の適正規模などについて、次のように提言した(以下、要旨)。

獣医学関係学部・学科は、将来における獣医師の各分野における社会需要の見通しを考慮する必要がある。

現状(当時)における我が国の獣医学関係学部・学科の入学定員は930人(国立330人、公立40人、私立560人)であるが、農水省の調査結果を基に考えれば、現時点(当時)では少なくとも現在の“定員規模の拡大を特に図る必要はない”ものと考えられる。

◆ 獣医師養成の拡充は予定しない：「大学設置審大学設置計画分科会」(昭和59年6月)

大学設置審議会大学設置計画分科会の『昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について』(昭和59年6月)は、獣医師養成に係る高等教育機関の整備について、次のような基本方針を示している。

計画的な人材養成が必要とされる分野のうち、医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成については、概ね必要とされる整備が達成されているので、その拡充は予定しないこととする。

◆ 獣医師養成の整備は概ね達成。拡充は予定しない：「旧大学審答申」(平成3年5月)

旧大学審議会答申『平成5年度以降の高等教育の計画的整備について』(平成3<1991>年5月)では、18歳人口が急減する平成5(1993)年度～12(2000)年度までの8年間における高等教育の規模の想定や整備の方向性を提言。その中で、獣医師養成に関して、次のように記している。

医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成については、概ね必要とされる整備が達成されているので、現行計画に引き続き、その拡充は予定しないこととするが、看護職員についてはなお整備を図る必要がある。

◆ 獣医師養成の設置、定員増の申請除外：大学等設置に係る文科省告示(15年3月)

文科省は15年3月、各大学及び大学を設置する自治体や法人に対し、『大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準』(文科省告示)を通知し、獣医師養成に関しても次のように規定し、設置認可申請の審査から除外した。

なお、「教員」の養成については、17年4月から申請の対象になっている。

大学等の設置認可申請の審査に関しては、規定する各法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。
歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと。

◆ **教育の質保証の観点から、実証的な検討が必要：文科省「第1期協力者会議」（23年3月）**

文科省が20年11月に設置した「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」(第1期協力者会議)は約3年にわたる議論を経て、モデル・コア・カリキュラムの策定による教育内容・方法の改善促進、教育の質保証のための評価システム構築など6項目の獣医学教育改革の方向性を示した(『第1期報告書』:23年3月)。

その中で、獣医学科等の入学定員について、次のように報告している。

獣医学科等の入学定員は、大規模なものと同規模なものに分けられるが、これらが同一の条件下で質の高い教育プログラムを提供することは実際上困難であると考えられるため、教育の質保証の観点から、獣医学科等の適切な規模について実証的に検討する必要があるとの意見があった。
また、その際には、教員数と学生数の適切な比率についての検討も重要であるとの意見もあった。

◆ **国際基準を目指した獣医師の養成規模／ライフサイエンス等への対応も含めた定員の在り方：文科省「本会議」（26年6月）**

上記の文科省「第1期協力者会議」では十分な議論ができなかった獣医学教育の改善・充実に関する事項について更なる検討、議論を行うため、24年3月に「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」(本会議)が再度設置された。当本会議は、獣医学教育改革の進捗状況、獣医師の需給の増減要因、大学院教育の在り方などとともに、今後の獣医学系大学の入学定員の在り方について、次のように取りまとめた(『議論のまとめ』:26年6月)。

- 獣医師の養成規模の検討は、国際水準を目指した獣医学教育の改善・充実が最優先の課題。特に学部段階の獣医学教育が獣医師免許の取得を主たる目的としていることに鑑み、獣医学系大学の定員管理の仕組みは継続すべき。
また、各大学に対して定員管理の厳格化の努力を求める。
- 今後の獣医学系大学全体の定員の在り方については、定員管理の仕組みは維持する一方で、具体的な定員数については、診療獣医師だけでなく、ライフサイエンスなどの新たに対応すべき分野も含め、種々の増減要因等を総合的に勘案して決定することが望ましいと考える。
また、獣医学教育をめぐる様々な社会環境は、今後とも絶えず変化することが予想されるため、定員の在り方については、その状況に応じて適宜適切な時機に見直しが行われることが必要である。

上述のような獣医学系大学の定員の在り方をみると、最近は無制限な養成規模の拡大を避けるため一定の「抑制方針」を踏まえつつ、獣医学を取り巻く環境の変化、獣医師の需給の多様化などから、規制緩和も含めた幅広い議論が注目される。



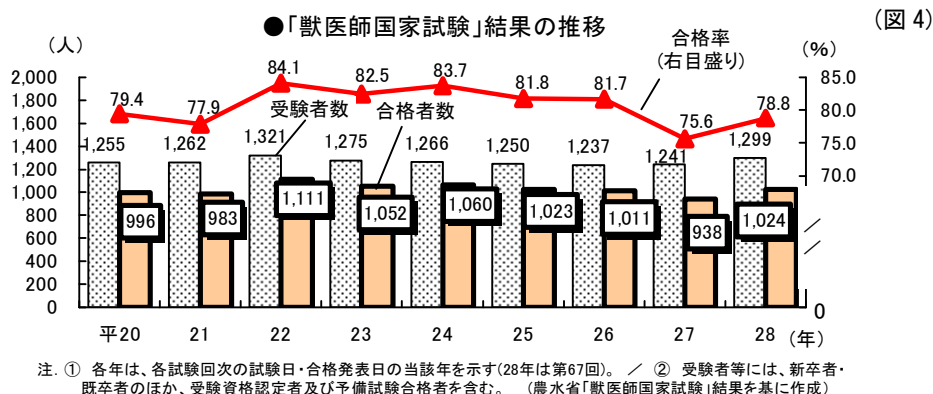
<獣医師の現状>

○ 合格者約 1,000 人、合格率 80%程度 の獣医師国家試験

獣医師国家試験の合格者数は毎年 1,000 人前後で、第 67 回の試験(28 年 2 月実施)では合格者 1,024 人中、新卒者 888 人(合格者に占める割合 86.7%)、既卒者 135 人(同 13.2%)、

その他1人(同0.1%)である。合格率は、全体で78.8%(新卒者88.0%、既卒者47.9%)。

新卒者の合格者888人の国公立大別(内訳)をみると、国立大296人(新卒合格者888人に対する割合33.3%、合格率89.7%)、公立大35人(同3.9%、合格率89.7%)、私立大557人(同62.7%、合格率87.0%)となっている。(図4参照)

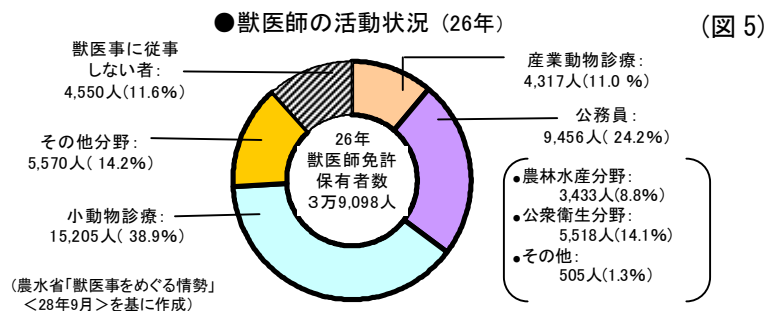


○ 獣医師3.9万人の活動状況

26年12月末現在の獣医師の届出数(2年ごとの年末に調査)は3万9,098人で、10(1998)年の2万9,643人に比べ、16年間で9,455人(31.9%)増加している。

ただ、26年調査によると、獣医事に従事していない者が4,550人で、16年前に比べて800人(21.3%)増えており、他業種への就職や高齢化による退職などの増加がうかがえる。

獣医事に従事する者(26年12月現在。以下、同)は、3万4,548人(獣医師届出数に対する割合88.4%。以下、同)。公務員獣医師は9,456人(24.2%)、産業動物獣医師は4,317人(11.0%)、小動物獣医師は1万5,205人(38.9%)である。また、大学教員や医薬品開発などの従事者(その他分野)は5,570人(14.2%)などとなっている。(図5参照)



○ 産業動物獣医師、公務員獣医師、女性獣医師の確保

小動物獣医師に比べ、産業動物獣医師や公務員獣医師が少ない。食の安全確保、人獣共通感染症対策等に従事する公衆衛生獣医師の養成、確保が課題といえる。(図5参照)

そのため、当面の獣医師養成では、既設獣医学系大学での公共獣医事教育の拡充はもとより、畜産行政などによる獣医学生に対する修学資金援助や畜産地域での臨床研修の実施などのほか、獣医学生の約半数を占める女性獣医師の就業支援も重要である。

(2017. 02. 大塚)